政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十一号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ハ中「事項」の下に「（ニに掲げるものを除く。）」を加え、同号中レをソとし、ワからタまでをカからレまでとし、同号ヲ中「ル」を「ヲ」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ルを同号ヲとし、同号ヌ中「リ」を「ヌ」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号リ中「第三号ソ」を「第三号ツ」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号ト中「ホ及びヘ」を「ヘ及びト」に改め、同号トを同号チとし、同号中ヘをトとし、ホをヘとし、同号ニ中「第四条第一項第三号の二」を「第四条第一項第三号の三」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。第三号ヌにおいて同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第三条第三号中セをスとし、アからモまでをサからセまでとし、同号テ中「コ及びエ」を「エ及びテ」に改め、同号テを同号アとし、同号中エをテとし、ケからコまでをフからエまでとし、同号マ中「レからヤまで」を「ソからマまで」に改め、同号マを同号ケとし、同号中ヤをマとし、レからクまでをソからヤまでとし、同号タ中「ワからヨまで」を「カからタまで」に改め、同号タを同号レとし、同号中ヨをタとし、ヲからカまでをワからヨまでとし、同号ル中「第四条第一項第三号の二」を「第四条第一項第三号の三」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

附則第三条の二第一項中「第三条第一号ヌ」を「第三条第一号ル」に、「同条第三号レ及びマ」を「同条第三号ソ及びケ」に、「ヤ」を「マ」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域諮問会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十二号

国家戦略特別区域諮問会議令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条　内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、国家戦略特別区域諮問会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条　会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2　専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3　専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（庶務）

第三条　会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（会議の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十三号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。